

に適した民生委員の推薦を行うことを目的に、管内をいくつかの地区に分けて設置しています。

また、この「③委員の推薦」のスケジュールは、概ね下表のとおりですが、①及び②については、各市町村は5月末までに県へ書類を提出し、6月下旬には県から内示、正式決定は10月上旬の告示となる予定です。

なお、中核市においても、同様の調査や推薦手続きを管内で行っていくことになります。

では、続いて「一斉改選の歴史」について簡単にご紹介しましょう。現在の民生委員法では、3年ごとの改選、また全委員が12月1日をもって、一斉に委嘱されることになっています。このような方法が採られるようになったのは、いつの頃からなのでしょう？

3 一斉改選の歴史

少し民生委員制度の歴史を紐解きますと、現在の制度の源とされ、大正6年に設置された岡山県の「済世顧問制度」では、人物本位による選定であったため、適任者がいなければ空席とされていました。このため、特に任期は設けられていませんでした。

また、昭和11年に公布された「方面委員令」における任期は4年、昭和21年の「民生委員令」では2年となり、昭和23年の「民生委員法」制定をもって、現在の「任期3年」という形になりました。

ちなみに、前述の方面委員令をもって、初めて国の制度として一律的な基準が設けられました。大正7年に大阪府で創設された「方面委員制度」は、全国的な広がりを見せ、昭和初期にはすでに全国各地

4月
5月
6月
7月

地区説明会(市町村→地区) 民生委員推薦準備会 民生委員推薦会

各市町村では、一斉改選や欠員補充時のために、候補者の審議を行う「民生委員推薦会」を設置しているが、この前段階で「地区説明会」や「推薦準備会」を開催しているところもある。中核市や早い市町村では、2・3月から地区説明会を実施している。

推薦準備会の役割は、民生委員推薦会へ候補者を推薦することだが、ある市では地区民児協との意見調整や個人調書の作成などを行っている。ただし、この設置方法や構成、役割、設置の有無は市町村に応じて差がある。

また、4・5月頃までに、市町村は定年と自己都合退任者の把握、再任希望調査(評価も含む)などを行うところが多い。

(一例) 船橋市

- 4月中 : 自治会長等に候補者選考準備に関する協力を依頼
- 5月下旬 : 地区推薦準備会の設置
- 8月上旬 : 地区推薦準備会で候補者の審査
- 8月下旬 : 民生委員推薦会で候補者の審査

8月
9月

千葉県・中核市社会福祉審議会 (民生委員審査専門分科会)

(県知事・中核市長→厚生労働大臣)

県では、8月上旬に各市町村から推薦された委員について、県知事が民生委員審査専門分科会に諮問し、審議会の答申をもって、厚生労働大臣に推薦する。

中核市では、民生委員推薦会の審議を経た候補者について、市長が民生委員審査専門分科会に諮問し、審議会の答申をもって、厚生労働大臣に推薦することになる。

県・中核市ともに、厚生労働大臣への推薦は、9月中旬から9月下旬になる見込み。

11月末

委嘱決定

(厚生労働大臣→県知事・中核市長)

厚生労働省は、11月下旬、各都道府県・指定都市・中核市に、委嘱決定を通知。(国→県→市町村)